

議案第18号

松阪市民病院指定居宅介護支援事業所の設置等に関する条例の制定について

松阪市民病院指定居宅介護支援事業所の設置等に関する条例を次のように制定する。

平成27年2月16日 提出

松阪市長 山中 光茂

松阪市民病院指定居宅介護支援事業所の設置等に関する条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）の理念に基づき、65歳以上の高齢者等（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条の疾病となった40歳以上65歳未満の者を含む。）が要介護状態となった場合においても可能な限りその有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、松阪市民病院指定居宅介護支援事業所（以下「支援事業所」という。）を設置する。

(事業所の名称及び位置)

第2条 前条の事業を運営する支援事業所の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

名称 松阪市民病院指定居宅介護支援事業所

位置 三重県松阪市殿町1550番地

(事業)

第3条 支援事業所は、松阪市、その他市町、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携を図り、支援事業所を利用する者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った指定居宅サービス等を総合的かつ効果的に提供することができるよう、公正中立な居宅介護支援を行うこととする。

(事業者、管理者等)

第4条 事業者は、松阪市長とし、支援事業所には、管理者、介護支援専門員及びその他の職員を必要に応じて配置する。

(管理者の職務)

第5条 管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に規定する事業

(2) 事業所の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、支援事業所の管理に関し事業者が特に必要と認める事業

2 管理者は、前項による事業の状況を必要に応じて、事業者に報告しなければならない

ない。

- 3 事業の状況を適正に把握するため、常に指定居宅介護支援事業に関する事項を職員に記録させ、かつ、会計経理、設備、備品、職員の職務内容等を管理し、併せてこれらに関する諸記録を行わなければならない。

(守秘義務)

- 第6条 職員は、支援事業所の利用者及びその家族等の職務上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会計事務)

- 第7条 予算から決算までに係る会計事務は、松阪市民病院に属し、松阪市民病院財務規則（平成17年松阪市規則第243号）に基づき取り扱うものとする。

(利用料の徴収)

- 第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

- 2 前項の料金のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費を利用者から徴収することができる。

(委任)

- 第9条 この条例で定めるもののほか必要な事項は規程で定める。

附 則

この条例は、三重県知事の指定を受けた日から施行する。